

令和4年度

八街市全市域污水適正処理構想

污水適正処理構想説明書

令和5年

八街市建設部下水道課

目次

1. 総論	1-1
1. 1. 千葉県全域污水適正処理構想の目的	1-1
1. 2. 計画改訂の趣旨	1-2
1. 3. 污水適正処理構想の作成手順	1-2
1. 4. 污水適正処理構想の策定体制	1-2
1. 5. 千葉県と市町村との役割分担	1-3
1. 6. 千葉県構想の進捗管理及び点検・見直し	1-4
1. 7. 将来フレーム及び整備・運営管理目標の設定	1-4
2. 策定方針の決定・基礎調査の実施	2-1
2. 1. 策定方針の決定	2-1
2. 1. 1. 早期の污水処理施設の概成	2-1
2. 1. 2. 施設の効率的な改築・更新及び運営管理	2-1
2. 2. 基礎調査	2-1
2. 2. 1. 污水処理施設の整備の現況と関連計画の策定状況	2-1
2. 2. 2. 人口、家屋数の現況と見通し	2-2
2. 2. 3. 水環境の現況等	2-3
2. 2. 4. 土地利用の現況と見通し	2-4
2. 2. 5. 地理的、地形的特性	2-5
2. 3. 構想に用いるフレーム値等の予測	2-6
2. 3. 1. 将来人口	2-6
2. 3. 2. 将来家屋数	2-9
2. 3. 3. 計画汚水量原単位	2-11
3. 検討単位区域の設定	3-1
3. 1. 検討単位区域の設定方法	3-1
3. 2. 既整備区域等の把握・設定	3-4
3. 3. 周辺家屋の取り込み等による既整備区域等の設定	3-6
3. 4. 既整備区域等以外の検討単位区域の設定	3-12
4. 処理区域の設定	4-1
4. 1. 処理区域の設定手順	4-1
4. 2. 検討単位区域毎の将来人口等の設定	4-2

4.3.	既存汚水処理施設の状況の把握	4-6
4.4.	経済性を基にした集合処理・個別処理の比較	4-7
4.5.	集合処理区域（既整備区域等含む）と個別処理区域との接続検討	4-9
4.5.1.	集合処理が有利とされた区域に個別処理が有利とされた区域を接続した場合の検討	4-9
4.5.2.	既整備区域等に個別処理が有利とされた区域を接続する場合の検討	4-11
4.6.	集合処理区域（既整備区域等含む）同士の接続検討	4-12
4.7.	整備時期、水質保全効果、地域特性、住民の意向等を考慮した集合処理、個別処理区域の設定	4-15
5.	整備・運営管理手法の選定	5-1
5.1.	事業手法の選定	5-1
5.2.	事業間連携の検討	5-4
6.	整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定	6-1
6.1.	事業実施優先度の検討	6-1
6.2.	概算事業費の算定	6-3
6.3.	汚水処理施設の経営の長期見通しを踏まえた実施可能事業量の検討	6-4
6.4.	効率性・公平性を考慮した整備方針の設定	6-5
6.5.	整備計画のとりまとめ	6-6
7.	汚泥処理の基本方針・計画	7-1
7.1.	汚泥処理の現況と課題の把握及び汚泥処理に関連する計画の整理	7-1
7.1.1.	汚泥処理の現状	7-1
7.1.2.	発生汚泥量の算出	7-3
7.2.	汚泥処理に関する基本方針のとりまとめ	7-5
7.3.	汚泥の利活用を踏まえた汚泥処理の計画の検討	7-5

1.2. 計画改定の趣旨

千葉県では「千葉県前県域污水適正処理構想」を、平成8年度に策定している。

この構想は概ね5年毎に見直しを行うこととしており、平成14年度に第1回改訂、平成20年度に第2回改訂、平成27年度に第3回改訂を行っているが、その後の事業の進捗及び社会経済情勢の変化に対応するために第4回改定を行うにあたり、本市の計画を見直すものである。

1.3. 污水適正処理構想の作成手順

本市における污水適正処理構想は、以下の項目の調査、検討作業を行うことにより策定する。

- (1) 策定方針の決定・基礎調査の実施
- (2) 検討単位区域の設定
- (3) 処理区域の設定
- (4) 整備・運営管理手法の選定
- (5) 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定
- (6) 汚泥処理の基本方針・計画
- (7) 市町村構想策定時の住民関与と進捗状況等の見える化

1.4. 污水適正処理構想の策定体制

千葉県構想の策定、進捗管理及び見直しは、千葉県が主体となり、市町村と連携して行う。

千葉県の体制としては、下水道部局が最終的なとりまとめを行うが、関連部局と密接な連携を保ちつつ、策定作業を進めるものである。

また、市町村においても、関連部局間での調整を図りながら市町村構想を策定する。

1.5. 千葉県と市町村との役割分担

千葉県構想の策定は千葉県が中心となってとりまとめるが、汚水処理事業は、都市機能並びに地域住民の生活環境の向上、水環境の保全を図るものであり、事業主体の多くが市町村であることを踏まえ、市町村の意向を十分反映した計画策定を行わなければならない。また、千葉県構想は、市町村の汚水処理施設の整備構想を踏まえて策定するものとしている。

千葉県構想の策定作業の一部は市町村の判断が必要となるところもあり、また、作業の一部を市町村が行うことで作業の効率化が図られるとともに、汚水処理施設に関する理解が一層深まり、新たに汚水処理施設の事業を実施しようとする場合の参考となる。よって、以下に示すような千葉県、市町村のそれぞれの役割を踏まえ、十分協議の上、作業を進めるとしている。

千葉県及び市町村での作業分担を示すフローを図 1.5.1 に示す。

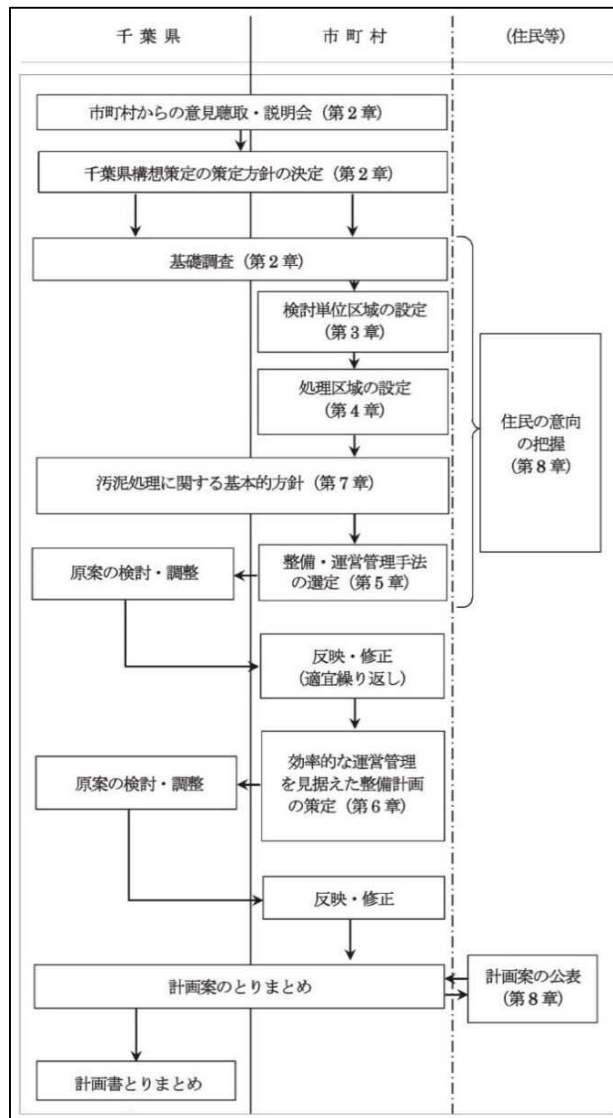


図 1.5.1 千葉県構想策定フロー (案)

引用：全県域汚水適正処理構想見直し市町村マニュアル 令和4年3月 千葉県

1. 6. 千葉県構想の進捗管理及び点検・見直し

千葉県及び市町村は、千葉県構想及び市町村構想の着実な実行のため、ベンチマーク（指標）を設定し、そのベンチマーク（指標）に応じた目標値を設定することにより、達成に向けた進捗管理を行う必要がある。

千葉県では「千葉県前県域汚水適正処理構想」を、平成8年度に策定している。

この構想は概ね5年毎に見直しを行うこととしており、平成14年度に第1回改訂、平成20年度に第2回改訂、平成27年度に第3回改訂を行っているが、その後の事業の進捗及び社会経済情勢の変化に対応するために第4回改定を行うにあたり、本市の計画を見直すものである。

1. 7. 将来フレーム及び整備・運営管理目標の設定

汚水処理施設の整備・運営管理に関する目標については、汚水処理施設の未普及地域の整備については短期（令和6年）を目標とし、既存施設の効率的な改築・更新や運営管理に関する整備については中長期（令和16～31年）を見据えた目標を設定する。

- 短期（未普及地域の概成） : 令和6年
- 中期（施設の改築・更新等） : 令和16年
- 長期（施設の改築・更新等） : 令和31年